

Tax Alert

国際ビジネスセンター (“IBC”) 制度

2018年12月28日に、四つの勅令(Royal Decree)が官報に公表されました。

1. Royal Decree No. 671 では、地域事業本部(ROH: Regional Operating Headquarters)の制度を廃止しました。既存の ROH のステータスを有する企業は、2020年1月1日以降から始まる会計年度において、すべての恩典が停止されます。
2. Royal Decree No. 672 では、国際統括本部(IHQ: International Headquarters)の制度を廃止しました。既に IHQ のステータスを有する企業は、当初与えられた恩典期間のうち未経過の期間において、IHQ のステータスを維持することができます(上限は15年間です)。
3. Royal Decree No. 673 では、国際貿易センター(ITC: International Trading Center)の制度を廃止しました。既に ITC のステータスを有する企業は、当初与えられた恩典期間のうち未経過の期間において、ITC のステータスを維持することができます(上限は15年間です)。
4. Royal Decree No. 674 により、IBC 制度が発効しました。制度利用に関する補完情報は、早急に公表されると思われる。

ROYAL DECREE NO. 674: IBC 制度

IBC の税務恩典

IBC のステータスを有する企業には、その定められた事業範囲から生じた特定の利益に対して、15 会計年度を上限に次の税務恩典が与えられます。

1. 法人税の優遇税率が与えられます。毎年支出される事業経費(タイ国内にいる受領者に対する支出に限ります)に従い、60 百万バーツ以上の事業経費を支出する場合は 8%、300 万バーツ以上を支出する場合は 5%、600 万バーツ以上を支出する場合は 3%の優遇法人税率が与えられます。優遇法人税率が適用できるのは、IBC で認可される利益に限られます。
2. IBC が国内及び海外の関連者から受け取る配当金収入には、法人税免税が与えられます。
3. IBC が国内及び海外の関連者へトレジャーリーサービスを提供したことにより生じた利益には、特定事業税(Specific Business Tax)免税が与えられます。
4. IBC がタイ国内で事業活動を行わない海外の関連会社へ支払う配当または利息には、法人税免税が与えられません。
5. 一律 15%の個人所得税の優遇税率が IBC の外国人従業員に対して与えられます。タイ歳入局は当該個人所得税の税務恩典の要件等について、近日中に、より詳細な内容を公開すると思われる。

IBC で認可される利益

IBC で認可される利益とは、IBC ステータスを有する企業が稼得する次の利益を言います。

1. マネージメントサービス、技術サービス、サポートサービス、財務サービスのうち、1 種類か複数の種類のサービスの提供から得られる利益
2. IBC またはそのタイ国内の下請け業者により行われる研究開発活動から得られる利益

IBC の税務特典を受けるために満たすべき条件

次の条件を満たすタイ法人は、IBC ステータスを申請する資格があります。

1. 払込資本金として最低 10 百万バーツを有すること
2. 最低 10 人(財務サービスの場合は最低 5 人)の技能を有する従業員を雇用すること
3. IBC としての事業経費として、タイ国内で少なくとも毎年 60 百万バーツを支出すること
4. 毎年上述の条件を満たすこと(仮に上述の条件を満たさない会計年度においては、IBC の特典を享受することはできません)

IBC ステータスの資格停止

Royal Decree No. 674 は、次のケースに当てはまる場合は、歳入局長官に IBC ステータスを有する企業を不適格として資格を停止する権限を与えています。

1. IBC が上述の順守すべき条件を 2 年以上継続して順守しない場合、または
2. IBC としてのステータスを有しているが、経済実態として IBC とは必ずしも言えない企業と歳入局長官が見做した場合

IBC ステータスを有する企業として不適格とされた企業は、それ以降、IBC 制度のもとで特典を受けることができません。

さらに、歳入局は、過去に遡及して不適格企業の税務特典を取り消すクローバックルールを適用する権限を有します。当該権限の行使は、IBC ステータスが与えられた 1 年目から行うことができます。

制度の移行

タイ政府により ROH、IHQ 及び ITC の各制度は廃止されましたが、既に当該制度から特典を享受している企業は、引き続き、特典が与えられた期間にわたり税務特典を享受することができます。

代替的な方法として、既存の ROH または IHQ ステータスを有する企業は、IBC ステータスへの移行も選択可能です。制度移行を促す目的で、タイ政府は既存の ROH または IHQ ステータスを有する企業で IBC 制度への移行を選択する企業には、IBC 制度が求める最低 60 百万バーツの事業経費支出の条件に代わり、ROH または IHQ 制度に基づく最低支出額の条件を引き続き用いることを許可します。上述の制度移行の場合、IBC で認可される利益に対して 8%の法人税率を適用することができます。しかし、5%または 3%の優遇税率を受けるためには、IBC が定める事業経費支出の条件(つまり、300 百万または 600 百万バーツ)を満たす必要があります。

さらに、ROH または IHQ 制度から IBC 制度へ移行する企業は、従前の制度で認可された事業から稼得された利益を原資とした海外の出資者への支払配当に課される源泉法人税の免除が、引き続き与えられます。この措置は、IBC ステータスが与えられた日から 1 年以内に支払われた配当に限ります。しかしながら、上述の従前の制度から IBC 制度へ移行した企業に対する外国籍の従業員に与えられる一律 15%の個人所得税の優遇税率適用の可否については、明確になっていません。

デロイトの見解

タイはOECDが主導する税源浸食と利益移転(BEPS: Bases Erosion & Profit Shifting)の包摂的枠組みへの参加国であるため、歳入局は、従前の制度と比較して、新しいIBC制度に様々な変更と制約を加えました。主要な変更及び制約のうちいくつかを紹介します。

1. IBC制度では、次の税務特典等が含まれません。
 - (1) ITCで認可された利益への法人税特典
 - (2) 海外関連者株式の売却から生じるキャピタルゲインへの法人税免税
 - (3) 異なる法人税率の適用(すなわち、従前の制度ではクロスボーダー取引に法人税免税および国内取引には 10%の法人税率を与えていましたが、IBC制度では上述の異なる税率の適用はなくなりました)

2. ROH、IHQ及びITC制度の事業経費支出の最低額と比較して、IBC制度では、事業経費の最低支出額が60百万バーツまで増加しました。
3. ROH、IHQ及びITC制度では技能を有する従業員の雇用に係る要件がありませんでしたが、IBC制度では従業員の要件が加えられました。IBCステータスを有する企業は最低10人(財務サービスの場合は最低5人)の従業員を雇用しなければなりません。
4. 仮に2年以上継続して満たすべき条件を満たせなかった等の理由により、IBCステータスを有する企業であっても不適格とされる可能性があり、その場合は、IBCのクローバックルールに基づき、算出された過少申告所得にペナルティ及び延滞金を科される潜在的リスクがあります。

IBC制度の持続可能性を検討するために、IBC制度の利用に関心をお持ちであれば、IBC制度への申請または制度移行に先立ち、費用対効果の分析を含むフィージビリティスタディを実施することをお勧めいたします。

デロイトタイランドの税務チームは、IBC の制度利用に関する公式なルール等が公表されましたら、迅速に、最新動向に関して情報提供を致します。

Anthony Visate Loh
**Business Tax & Indirect Tax,
Legal Services**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112
Email: aloh@deloitte.com

Korneeka Koonachoak
**Business Tax (Business
Model Optimization)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122
Email: kkoonachoak@deloitte.com

Chairak Trakhulmontri
Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 10338
Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

Mark Kuratana
Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125
Email: mkuratana@deloitte.com

Darika Soponawat
**Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115
Email: dsoponawat@deloitte.com

Stuart Simons
Transfer Pricing & Customs Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135
Email: ssimons@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri
Transfer Pricing & Business Tax

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118
Email: kthaidamri@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai
Business Tax (M&A) & FSI

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144
Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

[Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited \("DTTL"\), its global network of member firms, and their related entities. DTTL \(also referred to as "Deloitte Global"\) and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL does not provide services to clients. Please see \[www.deloitte.com/about\]\(http://www.deloitte.com/about\) to learn more.](#)

[Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services. Our network of member firms in more than 150 countries and territories serves four out of five Fortune Global 500® companies. Learn how Deloitte's approximately 264,000 people make an impact that matters at \[www.deloitte.com\]\(http://www.deloitte.com\).](#)

About Deloitte Southeast Asia

[Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.](#)

[Comprising approximately 340 partners and 8,800 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.](#)

[All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities](#)

About Deloitte Thailand

[In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.](#)

© 2019 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.